

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600337号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600038号

第1 結論

令和5年9月1日から同年11月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年9月1日から同年11月1日まで

国の標準報酬月額の記録が実際に支給された金額より低かったため、事業所から訂正してもらい、厚生年金保険料の差額を徴収されたが、請求期間については、保険給付に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

調査の上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賃金台帳及び差額計算表並びに請求者から提出された給与明細書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)によると、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(44万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)より高額であることが確認でき、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(41万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、A社から、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和7年12月3日付けで年金事務所に提出されたことから、訂正後の標準報酬月額(44万円)は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録(訂正前の標準報酬月額41万円の記録を除く。)とされている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が、被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があることに加え、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に控除されていることが前提であるところ、上述の賃金台帳等によると、A社は、訂正前の標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料と訂正後の標準報酬月額(44万円)に見合う厚生年金保険料との差額保険料を、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和8年1月23日支給の給与から控除していること

から、当該差額保険料は厚生年金特例法の対象とはならない。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、上述の賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（41万円）と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象に当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。